

## 令和7年度三春町定額減税補足給付金

## 対象の方へ確認書を送付します

\\HP\\



問 保健福祉課 福祉グループ ☎ 0247-62-3166

町では、令和6年度に実施した定額減税補足給付金(調整給付)の支給額に不足が生じた方々を対象に不足額給付を行います。

対象となる方には町から確認書の送付がされますのでご確認ください。

## ▶不足額給付(その1)

令和6年分所得税額の確定により「本来給付すべき額」と「実際に給付した額」との間で不足が生じた方に不足額分を給付します。

※令和6年度に実施した定額減税補足給付金(調整給付)は、速やかな支給のため、推計値で給付額を算定しています。

## 対象となりうる例

- ▷令和5・6年で所得が大きく変動した場合
- ▷扶養親族が増えた場合
- ※詳しくはHPをご確認ください。

## ▶不足額給付(その2)

三春町に令和7年1月1日に居住しており次のすべての要件を満たす方に原則4万円を給付します。

- ▷令和6年分所得税額と令和6年度(令和5年分所得)個人町県民税所得割額の定額減税前の税額がいずれも0円であること。
- ▷令和6年分所得税額と令和6年度(令和5年分所得)個人町県民税の税制上扶養親族の対象外であること。  
※青色事業専従者や事業専従者、合計所得額が48万円を超える方
- ▷令和5・6年度に実施した低所得世帯への給付金の対象外であること。

## 生活用水・農業用水に関する補助金

## 水の安定確保を支援しています

詳しくは  
\\こちら\\

問 住民課 生活環境グループ ☎ 0247-62-2147 産業課 農林グループ ☎ 0247-62-2112

## 生活用水に関する補助

町では、近年の降雪量や降雨量の減少によって、これまで生活用水として使用していた井戸が使用できなくなり、生活用水を確保するため、新たに井戸を整備する方に対し、整備費用の一部を補助します。

補助対象経費や必要になる書類などの詳細はHPをご覧ください。

## ▶補助対象地域

町内の給水区域以外の区域、または給水区域内であっても排水管の敷設が著しく困難な区域

**対** 補助対象区域内において、既存の井戸が枯渇または汚染し飲用水等の確保が困難になった場合、またはその恐れがある場合に新たに井戸の整備を行う方

※共同で整備を行う団体等も含む

## ▶補助金額

- ▷課税世帯 補助対象経費のうち、100万円を超える部分の3分の1以内の額  
限度額 40万円
- ▷非課税世帯 補助対象経費の2分の1以内の額  
限度額 100万円  
※千円未満切捨て

## 【その他要件】

- ▷居住している町内の住宅の所在地に住民登録を行っていること。
- ※別荘や事業用の事務所、店舗は対象外
- ▷居住する住宅において、現に生活用水の確保が困難な状況であること、または困難な状況になることが予想されること。

## 農業用水に関する補助

町では、農地の渇水・高温対策に必要な設備等の導入費用の一部を補助しています。詳しくは、産業課農林グループまでお問い合わせください。

## スマート農業推進事業補助金

**対** 認定農業者・販売農業者・農業生産組織等

## ▶補助対象費用

- ▷自動灌水装置の導入費

## 農業近代化基盤整備事業補助金

**対** 受益農地面積が概ね50a以上の営農組織および集落

## ▶補助対象費用

- ▷揚水用動力ポンプ購入費
- ▷農業用井戸の新設・改良費
- ▷用水確保のための水路新設・改良費
- ▷ため池の土砂上げ費